

日本放送協会報

2023年4月3日 号 外

主 要 目 次

・ 「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」について	1
・ 令和5年度収支予算	2
・ 令和5年度事業計画	19
・ 令和5年度資金計画	42
・ 総務大臣の意見	44
・ NHK経営計画（2021 - 2023年度）	57
・ 国会の附帯決議	77

「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」について

〔経 理 局〕

「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画」については、衆議院では令和5年3月24日(金)、参議院では令和5年3月30日(木)、次のとおり承認されました。

編集・発行 総務局

令和 5 年度 収 支 予 算

予算総則

第 1 条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和 5 年度収支予算の収入及び支出を別表第 1 収支予算書のとおり定める。

第 2 条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第 2 に掲げる契約種別及び別表第 3 に掲げる支払区分に応じ、別表第 4 に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第 5 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 6 に定める契約を合わせて 10 件以上締結した者が、別表第 3 に掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第 6 に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第 4 項又は第 5 項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第 6 に掲げる額を減ずることとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第 7 に定める契約を締結した者が 15 名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第 3 に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第 1 項に定め

る受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得

ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰越すことができる。

- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第 1

令和 5 年度収支予算書

(一 般 勘 定)

(事 業 収 支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事 業 収 入		644,002,348
	受 信 料	624,015,983
	交 付 金 収 入	3,619,343
	副 次 収 入	6,988,052
	財 務 収 入	2,205,970
	雑 収 入	3,020,000
	特 別 収 入	4,153,000
事 業 支 出		672,002,911
	国 内 放 送 費	319,519,697
	国 際 放 送 費	20,471,337
	国内放送番組等配信費	12,786,738
	国際放送番組等配信費	2,754,637
	契 約 収 納 費	49,185,224
	受 信 対 策 費	719,583
	広 報 費	6,733,061
	調 査 研 究 費	7,298,379
	給 与	112,460,353
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	41,697,076
	共 通 管 理 費	19,082,076
	減 価 償 却 費	74,000,000
	財 務 費	3,750
	特 別 支 出	2,291,000
	予 備 費	3,000,000
事 業 収 支 差 金		△ 28,000,563

(資 本 収 支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入		118,600,563
	前期繰越金受入れ	28,000,563
	減価償却資金受入れ	74,000,000
	資 産 受 入 れ	2,521,000
	建設積立資産戻入れ	14,079,000
資 本 支 出		90,600,000
	建 設 費	90,600,000
資 本 収 支 差 金		28,000,563

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,398億4,934万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,697億1,191万1千円であり、経常収支差金は、△298億6,256万3千円である。

事業収支差金△280億56万3千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		5,204,054
	放送番組等有料配信収入	5,204,054
事業支出		3,182,185
	放送番組等有料配信費	2,972,490
	広報費	30,336
	給与	97,503
	退職手当・厚生費	31,720
	共通管理費	48,146
	減価償却費	1,990
事業収支差金		2,021,869

(資 本 収 支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資 本 支 出		1,990
	建 設 費	1,990
資 本 収 支 差 金		—

事業収支差金 20 億 2,186 万 9 千円のうち、繰越不足の解消に
充てた残り 9 億 4,663 万 3 千円については、一般勘定の副次収入
に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,971,842
	受託業務等収入	1,971,842
事業支出		1,708,689
	受託業務等費	1,708,689
事業収支差金		263,153

事業収支差金 2 億 6,315 万 3 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第4 受信料額 (消費税込額)

(令和5年9月30日まで)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

(令和 5 年 10 月 1 日以降)

契 約 種 別	月 額	6 か 月 前 払 額	12 か 月 前 払 額
地 上 契 約	1,100 円	6,309 円	12,276 円
衛 星 契 約	1,950 円	11,186 円	21,765 円
特 別 契 約	860 円	4,934 円	9,599 円

別表第5 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

(令和5年9月30日まで)

契約種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

(令和 5 年 10 月 1 日以降)

契 約 種 別	月 額	6 か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	965 円	5,539 円	10,778 円
衛 星 契 約	1,815 円	10,416 円	20,267 円

別表第6 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

（令和5年9月30日まで）

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が8件若しくは9件（沖縄県の区域においては7件（6か月前払額又は12か月前払額である場合に限る。）、8件又は9件とする。）である場合又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

(令和 5 年 10 月 1 日以降)

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が 10 件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が 9 件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を 10 件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第 2 条第 2 項の規定を第 4 項又は第 5 項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が 10 件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が、7 件、8 件若しくは 9 件である場合又は特別契約の契約件数が 8 件若しくは 9 件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を 10 件として受信料の額を算定する。(契約件数が 10 件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第 2 条第 2 項の規定を第 4 項又は第 5 項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

(令和5年9月30日まで)

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり
特 別 契 約	月額 200円

(令和5年10月1日以降)

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり
特 別 契 約	月額 180円

令和 5 年度 事業 計画

1 計画概説

経営計画の最終年度となる令和 5 年度は、経営計画の修正により、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指した構造改革をさらに強化する。衛星波の 1 波削減を着実に実施するとともに、経営努力の成果を視聴者へ還元するため、受信料の値下げを行う。

事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていく。不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。衛星波については、番組の質の維持を大前提に、令和 6 年 3 月末に 2 K のうち 1 波を削減する。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進するとともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に一層貢献するほか、ユニバーサル放送・サービスの充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料については、令和 5 年 10 月から地上契約・衛星契約ともに 1 割の値下げを実施する。引き続き営業経費の抑制に努めるとともに、共感と納得に基づく営業活動によ

り、公平負担と受信料制度の理解促進に取り組み、事業運営に必要な収入を確保する。

NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図るとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革を加速させるなど、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取り組みを強化する。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

- (1) 放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。
- (2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等

を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

このほか、衛星波のうち、BS1、BSプレミアム、BS4Kの整理を行い、令和5年12月に新BS2K（仮称）、新BS4K（仮称）の放送を開始する。また、2Kのうち1波は衛星波削減の円滑な実施に向けた周知等を行い、令和6年3月末で終了する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

- (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- (6) 受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づく新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、効率的な契約・収納活動を推進するとともに、受信料収入の確保に努める。
- (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (8) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- (9) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (10) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

2 建設計画

建設計画については、総額 906 億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、1,000 万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、109 億 9,000 万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、30 億 6,000 万円である。

(4) 放送会館整備計画

高知、津、函館及び和歌山の放送会館の整備等を進める。放送

センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。

これらに要する経費は、393億8,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、212億6,000万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、154億5,000万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らし

の安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組とインターネットとの連携強化、配信コンテンツの充実も継続して、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日19時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

BS1は、地球的視点から、「いま」に深く迫るチャンネルとして、緊迫する世界情勢やグローバル経済の動向、刻々と変化する世界や人々の動きを、正確かつ多角的に伝えるニュースやドキュメンタリーを編成する。また、関心の高いスポーツ番組を多彩に放送する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BSプレミアムは、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成する。衛星波の再編に向けては、BS4Kとの同時放送で4K視聴へいざなうとともに、BSプレミアムならではの番組のバラエティの豊かさを維持し、引き続き、2Kで視聴する方々にも満足いただける放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS4Kは、超高精細映像コンテンツの先導的な役割を果たす。衛星波の再編に向けて、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ等、幅広いジャンルの番組を編成し、4Kならではの見ごたえと満足感を追求する。良質なアーカイブスの4Kリマスター版も含め、多彩な番組を提供する。放送時間は、1日21時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を未来に伝えるために最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

新BS2K（仮称）は、BS1とBSプレミアムのエッセンスを凝縮したライブ感重視のチャンネルとして、迅速で専門性

の高い国際・経済ニュース等の報道、多彩なスポーツ、衛星波ならではの視聴者の様々な関心にこたえるドキュメンタリー・ドラマ・エンターテインメント等、バラエティ豊かに編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

新BS4K（仮称）は、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブ番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F M放送は、音楽・芸能を中心に文化・教養まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間40分、FM放送で1日1時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に 2,254 億 4,410 万 7 千円、番組の編成企画等に 234 億 5,057 万 2 千円で、総額 2,488 億 9,467 万 9 千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額 706 億 2,501 万 8 千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,195 億 1,969 万 7 千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本の文化・人・歴史・地域の魅力を掘り下げて伝える番組を充実させるとともに、コロナ禍を経て変化する日本社会の姿や人々の挑戦を発信する。世界で対立や分断が深まり、一方的な見方や情報も飛び交う中、公平・公正で信頼される情報の発信を強化する。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする

国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日75時間7分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額204億7,133万7千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。ま

た、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

放送と通信の融合が進む中で、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するための社会実証の実施については、社会的要請を踏まえて検討する。

このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額127億8,673万8千円となる。

(4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネッ

トワーキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額 27 億 5,463 万 7 千円となる。

(5) 契約収納

受信料の公平負担と営業経費の抑制のため、共感と納得に基づき新たな業務モデルの確立に向けて取り組み、外部企業等との連携強化やデジタル接点等を活用した届け出の促進など様々なアプローチにより、効率的な契約・収納活動に取り組む。

これらに要する経費は、総額 491 億 8,522 万 4 千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 7 億 1,958 万 3 千円となる。

(7) 広 報

視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額 67 億 3,306 万 1 千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、人にやさしい放送・サービスやコンテンツ制作支援に向けた A I 技術、放送通信融合サービスなど新たなメディア環境に対応する技術、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 72 億 9,837 万 9 千円となる。

(9) 給 与

給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。また、「新しいNHKらしさ」を追求する戦略領域への要員シフトを行う。

これに要する経費は、総額 1,124 億 6,035 万 3 千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額 416 億 9,707 万 6 千円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、一般設備に係る電力料の増等により、総

額 190 億 8,207 万 6 千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 52 億 405 万 4 千円、支出は 31 億 8,218 万 5 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 19 億 7,184 万 2 千円、支出は 17 億 868 万 9 千円である。

(14) 人事制度改革及び受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策の推進

組織の機能を最大限発揮するための改革を実施し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組むほか、より創造的で効率的な体制の確立に向けた「働き方改革」を一層推進するとともに、デジタルトランスフォーメーションによる業務改革を積極的に進

めるなど、ワークスタイルの進化に向けた取り組みを進める。

また、経営資源を多様で質の高いコンテンツに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立する。コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進に取り組むとともに、グループ全体での「新しいNHKらしさ」の追求に向けた体制構築とガバナンスの強化を行う。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組む。経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増	減
年度初頭契約件数	19,181,000	19,521,000	△	340,000
年度内新規契約件数	650,000	670,000	△	20,000
年度内解約件数	1,100,000	1,010,000		90,000
年度内増加契約件数	△ 450,000	△ 340,000	△	110,000
年度末契約件数	18,731,000	19,181,000	△	450,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増	減
年度初頭免除件数	2,317,000	2,374,000	△	57,000
年度内新規免除件数	390,000	232,000		158,000
年度内解約件数	328,000	289,000		39,000
年度内増加免除件数	62,000	△ 57,000		119,000
年度末免除件数	2,379,000	2,317,000		62,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増	減
年度初頭契約件数	21,925,000	22,015,000	△	90,000
年度内新規契約件数	600,000	570,000		30,000
年度内解約件数	730,000	660,000		70,000
年度内増加契約件数	△ 130,000	△ 90,000	△	40,000
年度末契約件数	21,795,000	21,925,000	△	130,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
年度初頭免除件数	717,000	686,000	31,000
年度内新規免除件数	191,000	121,000	70,000
年度内解約件数	88,000	90,000	△ 2,000
年度内増加免除件数	103,000	31,000	72,000
年度末免除件数	820,000	717,000	103,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
年度初頭契約件数	14,000	14,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	14,000	14,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	19,181,000	21,925,000	14,000	41,120,000
年度内増加契約件数	△ 450,000	△ 130,000	0	△ 580,000
年度末契約件数	18,731,000	21,795,000	14,000	40,540,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	203,000	152,000	355,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	2,000	1,000
年度末契約件数	202,000	154,000	356,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,982,000	3,794,000	2,483,000	922,000	19,181,000
年度内増加契約件数	△ 580,000	△ 90,000	70,000	150,000	△ 450,000
年度末契約件数	11,402,000	3,704,000	2,553,000	1,072,000	18,731,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	97,000	28,000	41,000	37,000	203,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	△ 3,000	4,000	△ 1,000
年度末契約件数	95,000	28,000	38,000	41,000	202,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	11,818,000	3,785,000	5,871,000	451,000	21,925,000
年度内増加契約件数	△ 350,000	40,000	100,000	80,000	△ 130,000
年度末契約件数	11,468,000	3,825,000	5,971,000	531,000	21,795,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合 計
年度初頭契約件数	72,000	24,000	46,000	10,000	152,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	3,000	1,000	2,000
年度末契約件数	70,000	24,000	49,000	11,000	154,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	5,000	14,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	5,000	14,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	10,099人
建 設 関 係	169
合 計	10,268

要員数については、既存業務のさらなる効率化により、年度内 150 人の純減を見込んだものである。

令和 5 年度 資金計画

1 資金計画の概要

令和 5 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額 7,707 億 2,676 万 7 千円、事業経費、建設経費等による出金総額 8,090 億 6,910 万円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 6,240 億 1,598 万 3 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額 6,211 億 6,497 万 5 千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金 40 億 9,129 万 5 千円、国際放送関係など交付金収入 36 億 1,934 万 3 千円、有価証券の償還 576 億円、受取利息その他の入金 842 億 5,115 万 4 千円を見込む。

以上により、入金額は、総額 7,707 億 2,676 万 7 千円である。

3 出金の部

事業経費 5,930 億 9,890 万 7 千円、建設経費 906 億円、有価証券の購入 500 億円、納付消費税その他の出金 753 億 7,019 万 3 千円を合わせ、出金額は、総額 8,090 億 6,910 万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	76,701,569	75,641,992	56,098,585	69,597,067	—
2 入 金	226,696,783	170,879,296	214,311,663	158,839,025	770,726,767
受 信 料	177,720,727	134,619,386	168,837,819	139,987,043	621,164,975
固定資産売却代金	1,132,759	945,218	945,218	1,068,100	4,091,295
交付金収入	14,724	4,842	1,799,350	1,800,427	3,619,343
有価証券償還	15,700,000	17,900,000	23,500,000	500,000	57,600,000
受取利息その他の入金	32,128,573	17,409,850	19,229,276	15,483,455	84,251,154
3 出 金	227,756,360	190,422,703	200,813,181	190,076,856	809,069,100
事業経費	163,786,613	149,711,014	147,594,916	132,006,364	593,098,907
建設経費	28,923,593	11,519,865	20,608,253	29,548,289	90,600,000
有価証券購入	15,000,000	10,000,000	15,000,000	10,000,000	50,000,000
納付消費税その他の出金	20,046,154	19,191,824	17,610,012	18,522,203	75,370,193
4 期末資金有高	75,641,992	56,098,585	69,597,067	38,359,236	—

日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第2項の規定に基づき、
日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和5年2月

総 務 大 臣

日本放送協会令和 5 年度収支予算、事業計画及び資金計画
に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、時代の要請に応じたスリムで強靱な組織となることを目指し、変更後の「NHK 経営計画（2021－2023 年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和 5 年度収支予算、事業計画及び資金計画については、変更後の中期経営計画に基づいて令和 5 年 10 月以降、地上契約と衛星契約の双方において現行の受信料額から 1 割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価ができる。その結果、事業収支差金が 280 億円の赤字となるため、事業支出の計画額に不足する収入分として財政安定のための繰越金 280 億円が充当されることとなっている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規

模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

また、令和5年度には、還元目的積立金制度が新たに施行されることから、事業収支差金や資本収支差金の黒字が法令の趣旨に沿って国民・視聴者に還元されるよう、経営委員会によるガバナンスの下で、適切に予算を執行することが改めて求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

- 令和3年12月26日に放送したBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」において、自らの番組基準に抵触する放送が行われた件については、再発防止に向けた取組を徹底することが求められる。今後、定期的に、本件に関連する法令等の遵守状況や再発防止策の取組状況を取りまとめた上で公表することが求められる。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送など

の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

- 新4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。
- 新型コロナウイルスの感染拡大への対応については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に係る議論など最近の動向を踏まえつつ、令和2年3月に協会が自ら公表した行動指針等に基づき、感染防止対策を徹底しながら事業を継続し、引き続き国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社

会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。

- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- インターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和4年12月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、時代の要請に応じていくための改革に取り組む観点から、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて、令和4年4月から同年5月までの間にかけて実施した第1期社会実証の結果も踏まえ、更に議論を深めていくこと。

4 経営改革の推進

- 変更後の中期経営計画で具体化された衛星波の削減については、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うとともに、存続する衛星波の在り方についても、視聴者や番組制作事業者の意見を踏まえて、早期に具体的な計画をまとめること。
- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」の傘下にある子会社の業務効率化の効果について随時検証を行い、その効果も見極めつつ他の子会社の業務の集約・効率化についても不断の検討を行うこと。また、令和5年4月に「NHK財団」に統合される関連公益法人等についてもその統合効果について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水

準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との契約において高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることを含め、より競争性が高く、透明な手続きによる調達の実現についても一層の取組を進めること。

なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。

- 受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を保持するため、引き続き、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹

底すること。また、平成 29 年 12 月に協会が自ら定めた「NHK グループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。

- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」（令和 3 年 3 月）に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法で定められた、難視聴解消に関する民間放送事業者の取組に対する協力の努力義務規定を踏まえて、一層積極的に実施していくこと。

5. 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等

- 令和5年度は、受信料の引下げが行われるとともに、支払率が79%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策について現状分析と課題の整理を十分に行った上で、民事手続の適切な活用などにより、一層着実に実施することが求められる。
- 営業経費については、引き続き見直しを実施していくこと。また、訪問によらない営業への転換に伴う、契約件数への影響、受信料収入に占める営業経費の割合など財政面に与える効果及び苦情等の受付件数など事業運営面に与える効果の検証を着実に実施するとともに、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。

- 受信契約の勧奨等のために、他者に送達を委託していた文書の一部に郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）違反が認められた事案を踏まえ、未契約者等の対策として作成・送達している文書の内容、送達方法について、郵便法等の法令遵守を徹底し、再発防止に万全を期すこと。

6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化

- 大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放

送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

- 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施するとともに、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元することが求められる。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

N H K 経 営 計 画 (2 0 2 1 - 2 0 2 3 年 度)

新型コロナウイルス感染症の世界的流行や相次ぐ大規模災害、経済格差の拡大など、日本と世界の社会・経済の先行きについて不透明感が増し、インターネットには不確かでありまちな情報があふれています。一方、若者を中心にテレビの保有率が低下し、幅広い世代でインターネットの利用時間が増えてテレビの視聴時間との“逆転”が予想されるなど、メディア環境や視聴者行動が大きく変化しています。

NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、こうした時代の変化に向き合い、視聴者・国民のみなさまからの信頼に応えるとともに、合理的なコストでの運営に努めます。経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で、豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を進めます。

これにあわせて既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減を行い、効率的で持続可能な組織に変わります。経費を700億円規模で削減する一方、150億円程度を以下の5つの取り組みに重点投資し、スリムで強靱（じん）な「新しいNHK」となることを目指します。

< 5つの重点項目 >

1. 安全・安心を支える－「命と暮らしを守る」報道を強化し、より

強靱なネットワークを構築

2. 新時代へのチャレンジ—最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
3. あまねく伝える—確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
4. 社会への貢献—地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
5. 人事制度改革—組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

NHKがこれまで大切にしてきた公共的価値は、「新しいNHKらしさの追求」にあたって、しっかりと守っていきます。

NHKが基本と考える公共的価値

▼不偏不党、自主自律を堅持、正確で公平公正な情報を発信し、知る権利を充足して、健全な民主主義の発展に貢献▼一人ひとりの生活の安全、豊かさ、教育、福祉、文化創造に貢献▼地域社会やメディア業界の維持・発展に貢献▼日本と国際社会の相互理解に貢献▼NHKの価値の最大化を図り、視聴者・国民のみなさまから信頼され必要とされる存在となる

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなかにあっても、NHKと関連団体が一体となって「NHKでしか創り出せないこ

と」に注力するとともに、効率的な経営を徹底し、受信料の価値の最大化を進めます。全国津々浦々にネットワークを持つ、信頼される「情報の社会的基盤」として、SDGs（国連が定めた持続可能な開発目標）の考え方も踏まえながら、地域や文化を守り、次の世代も安心して豊かに暮らせる日本の未来に貢献してまいります。

◆ 5つの重点項目の具体施策

1. 安全・安心を支える

● 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築

○ 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送とインターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃からの災害への備えの強化に貢献します。

○ 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化するとともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを

計画的に進め、いかなる時も確かな情報を届けることができる
強靱な体制を構築します。

2. 新時代へのチャレンジ

●最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

○ コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。

○ 最新の映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの社会に求められる教育・教養コンテンツを開発し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。

○ 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「バーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。

3. あまねく伝える

●確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

○ 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人との距離がます

ます離れつつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。

- AI技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。
- 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活に必要な情報などを、放送だけでなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。

4. 社会への貢献

●地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

- 地域情報の全国・海外への発信を大幅に増やすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが取材した情報やデータを公共財として広く活用していただくため、オープン化の取り組みを進めます。
- 4K・8Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。

- 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。

5. 人事制度改革

●組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

- 人事制度を抜本的に改革し、NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化します。多様な人々がそれぞれの働き方で力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進するとともに、地域に根ざす人材がいっそう活躍する環境を整えつつ、「新しいNHKらしさの追求」を実現する“人財”を育成します。

◆スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革

◎保有するメディアの整理・削減

放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。

●衛星波は2Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討

- 衛星波のうち、右旋の3波（BS1・BSP・BS4K）の見直しを行い、2023年度中に2Kのうち1波を削減します。

削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。

- BS 8Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に、あり方に関する検討を進めます。

●音声波は2波（AM・FM）への整理・削減に向けて検討

- 音声波については、民間放送のAMからFMへの転換の動きや聴取者への利用実態調査の結果などを考慮しつつ、インターネットの活用や編成上の工夫をしながら、2025年度に現在の3波（R1・R2・FM）から2波（AM、FM）へ整理・削減する方向で検討を進めます。

◎インターネット活用業務

●NHKのコンテンツにいつでもどこでも触れられるようインターネットを適切に活用

- 日本への理解促進のため、海外向けコンテンツを、衛星放送だけでなくインターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的・効果的に世界に発信します。
- インターネットでの地方向け放送番組の提供は、必要な設備を整備し、段階的に進めます。

- インターネット活用業務実施費用の抑制的な管理に向けた体制を整備します。
- ◎ 「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策
 - 効率的な業務体制の確立と保有設備の削減
 - 経営資源を放送・サービスに集中させるため、管理間接部門を削減するなど、グループ全体で業務や要員などの全面的な見直しを行い、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立させます。
 - 老朽化した東京・渋谷の放送センターや各地の放送会館の建て替えを進める一方、設備のシンプル化・集約化・クラウド化を推進して保有設備の削減を進めます。
 - 営業経費の削減と視聴者の満足度を高める視聴者コミュニケーション改革
 - ポストコロナ時代を見据え、訪問によらない効率的な営業活動への移行で経費を削減するとともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求めています。
 - 契約いただいているみなさまとの結びつきの強化や、満足度を高める取り組みを推進し、視聴者のみなさまにより信頼され、より必要とされるNHKとなるために努力を重ねます。
 - グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構

築とガバナンスの強化

- NHKの関連団体については、「新しいNHKらしさの追求」に向けて機能・役割を見直し、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靱な体制を構築します。
- 子会社については、改革をよりスピーディーに進めるため、中間持株会社の導入を視野に業務・要員の効率化や管理機能の集約など、ガバナンスの強化を進めます。
- 財団については、社会貢献事業を強化するため業務のあり方を見直し、2023年度の統合に向けて検討を進めます。

●経営計画の進捗状況の評価・管理の明確化

- 決算と業績の評価を重視し、客観的なデータに基づいて改革・改善の進捗管理を行い、目標達成につなげる仕組みを明確化します。代表的な指標等は公表し、説明責任を果たします。
- NHKグループ全体として、経営委員会が定めた「内部統制関係議決」に基づき整備した体制（「関連団体運営基準」等）を適切に運用し、コンプライアンスの徹底など業務の適正性を確保します。

◆計画期間中の収支と受信料の考え方

◎収支見通し

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなか、経営資源を放送・サービスに集中させて視聴者のみなさまのニーズに応え、受信料の価値の最大化を図るため、構造改革による支出規模の圧縮に取り組みます。

事業収入：2021年度は、2020年度に実施した値下げ（2018年度から順次実施した奨学金受給学生への免除などとあわせて年間400億円規模の還元）が通年で影響することや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年度予算比で約300億円の減収を想定しています。本経営計画期間中は厳しい経済状況が継続することを想定し、2022年度と2023年度についても毎年10億円程度の減収を想定しています。

事業支出：構造改革を断行して550億円規模の支出削減を行い、2023年度には支出を6,800億円規模に抑えます。3年間で700億円規模（2020年度予算比）の削減を行う一方で、150億円程度を5つの取り組みに重点投資します。新放送センター情報棟の整備や各地の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金（大災害時の事業維持などに必要な額は確保）を充当することにより対応します。

(億円)

区 分	2020 年度 予算	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
			増 減		増 減		増 減
事 業 収 入	7,204	6,900	△ 304	6,890	△ 10	6,880	△ 10
うち受信料収入	6,974	6,714	△ 260	6,700	△ 14	6,690	△ 10
事 業 支 出	7,354	7,130	△ 224	6,890	△ 240	6,800	△ 90
事業収支差金	△ 149	△ 230	△ 80	0	230	80	80

◎受信料を 2023 年度に値下げの方針

- こうした支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剰余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原因として事業規模の一割にあたる 700 億円程度を確保します。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行う 2023 年度に受信料の値下げを行う方針です。また、衛星付加受信料の見直しを含めた総合的な受信料のあり方について導入に向けた検討を進めます。値下げの詳細の決定にあわせて、本経営計画の修正を行います。
- 受信料制度について、あらゆる機会を通じて視聴者のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただくための活動を強化します。公平負担の徹底の観点から、支払率 80 % 台の維持に努めるととも

に衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入を確保します。

〔受信料額 [月額：地上契約 1,225 円、衛星契約 2,170 円 (口座・クレジット)] (消費税含む) ※沖縄県は料額が異なる〕

事業収入、支払率などは現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しの変動する可能性があります。

放送法第 71 条の 2 第 2 項第 1 号・第 3 号に規定された事項について

本計画における、放送法第 71 条の 2 第 2 項第 1 号および第 3 号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第 1 号 中期経営計画の期間

2021 年度から 2023 年度まで (2021 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日) の 3 か年とする。

第 3 号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送 (総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K)、中波放送 (第 1 放送、第 2 放送)、超短波放送 (FM 放送) を実施する。
- (2) 国際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。

- (3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。
- (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- (5) 上記のほか、放送法第 20 条第 2 項（上記(3)を除く）及び第 3 項の業務を実施する。

【修正部分】 NHK経営計画（2021－2023年度） ※2023年1月修正

- 感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」、「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
- 衛星波1波を2023年度末に削減します。
- 構造改革や経営努力の成果を視聴者のみなさまへ還元するため、受信料を1割値下げします。
- 受信料の値下げを踏まえ2023年度の収支見通しを修正します。
なお、放送法の規定により、収支予算・事業計画の国会承認をもって確定されます。

5つの重点項目

1. 安全・安心を支える

災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

▼国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。

● フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。

● 取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、

ジャーナリズム人材の育成に注力します。

- 専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。

▼信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。

- 学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
- 放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

3. あまねく伝える

地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

▼二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。

- 民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靱な放送ネットワークを維持します。

▼レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。

- 適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域

を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します
(災害対応のためのFM補完置局を含む)。

- 経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革

◎ 「保有するメディアの整理・削減」

▼2024年3月末に衛星波は2Kのうち1波を削減します。

衛星波を「新BS4K(仮称)」と「新BS2K(仮称)」
の2波とし、2K・4Kそれぞれの特性を生かしたコンテンツ
を柔軟に編成し、地上波では味わえない新たな価値を創造しま
す。

- ✓ 新BS4K(仮称)は、世界に通用する多彩なコンテンツ/
高精細クオリティを提供します。
- ✓ 新BS2K(仮称)は、衛星放送の魅力を凝縮し、ライブ感
を重視した機動的な編成を行います。

◎ 「インターネット活用業務」

▼在外邦人向けコンテンツについて、既存放送網の見直しを行いつつ、インターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的に発信します。

◎「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策

- ▼訪問によらない営業活動を進化させ、安定収入を確保します。
- ▼ジャンル管理によるコンテンツ分野の効果的な資源管理を定着させるとともに、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。

視聴者のみなさまへの“還元”について

構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金をもとに、下記のとおり受信料の値下げや視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出などを行います。

■受信料の値下げについて

- ▼2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。

●還元（値下げ等）の方法

※いずれも、2023年10月から実施します。

- ✓ 地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。

（支払方法の多様化を踏まえた、継続振込等払いと口座・クレジット払いの料額の一本化を含みます）

種 別	支払方法	月額（値下げ後）	月額（値下げ前）
地 上 契 約	口座・クレジット	1,100 円	1,225 円
	継続振込等		1,275 円
衛 星 契 約	口座・クレジット	1,950 円	2,170 円
	継続振込等		2,220 円

✓ 学生への免除を拡大します。

●還元（値下げ等）の規模

✓ 値下げに際して充当する還元の原資…総額 1,500 億円を想定

※ なお、受信料体系の見直しは、日本放送協会放送受信規約、日本放送協会放送受信料免除基準の総務大臣認可、および各年度における予算の国会承認など、所要の手続きを経て決定され実施します。

■視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出等について

▼ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出（「3. あまねく伝える」関連）＊

✓ 民間放送事業者との放送ネットワークの効率的運用、ソフトウェア化対応研究等、改正放送法の協力努力義務に係る支出…総額 600 億円（2023 年度は調査費等を計上）

▼日本のコンテンツ産業全体の視点から、公共的コンテンツの創造・展開の強化に係る支出＊

（「1. 安全・安心を支える」関連）…総額 100 億円（2023 年度は調査費等を計上）

▼災害時等の持続可能性を担保する、財政安定のための繰越金 … 少なくとも 500 億円程度必要

* 改正放送法（第73条の2第5項）にもとづき、次期中期経営計画期間において「支出の予想額」に充当される想定です。

なお、これらの区分については、別途定められる総務省令により、改められることがあります。

計画期間中の収支見通し

収支見通し

▼2023年10月からの受信料の値下げ等により、受信料収入約460億円の減収を想定しています。

▼事業収支差金のマイナスは、値下げのために確保した還元の原資から充当することで解消します。

▼受信料値下げの継続を可能にするため、支出規模を段階的に縮減する間、還元の原資を活用します。

2023年度の収支のみ変更

区 分	2020年度 予算	2021年度		2022年度		2023年度	
			増 減		増 減		増 減
事業収入	7,204	6,900	△ 304	6,890	△ 10	6,440	△ 450
うち受信料収入	6,974	6,714	△ 260	6,700	△ 14	6,240	△ 460
事業支出	7,354	7,130	△ 224	6,890	△ 240	6,720	△ 170
事業収支差金	△ 149	△ 230	△ 80	0	230	△ 280	△ 280

還元の原資を充当 280 + 280
 還元の原資残（後年度用） 1,220

理 由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付すとともに、中期経営計画を添えて国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔衆議院総務委員会 令和5年3月16日(木)〕

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。
- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。
- 四 協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、訪問によらない営業との関係も含め、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和四年の放送法改正により導入された割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

- 五 協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。
- 六 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。
- 七 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。
- 八 協会は、子会社及び関連公益法人等を含むグループ全体としての経営改革について、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、その結果を踏まえ、組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。また、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、より効率的かつ透明な手続による調達の推進に取り組むこと。
- 九 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。
- 十 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十一 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

十二 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

十三 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、二度の社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十四 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔参議院総務委員会 令和5年3月30日(木)〕

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表するなど、開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第三条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、国民・視聴者の信頼を保持するため、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

六、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

七、協会は、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、引き続き検討すること。

また、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、令和四年の放送法改正により導入された割増金については、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

八、協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。

また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

九、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体

的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十、協会は、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、グループ全体の経営改革に積極的に取り組むこと。

なお、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

また、子会社等からの適切な還元を図るとともに、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十四、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・デバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、ハラスメント防止など職場の環境改善を促進するとともに、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

右決議する。